

今後の技能実習・特定技能について

令和5年8月25日



世界をつなぐ。未来をつくる。

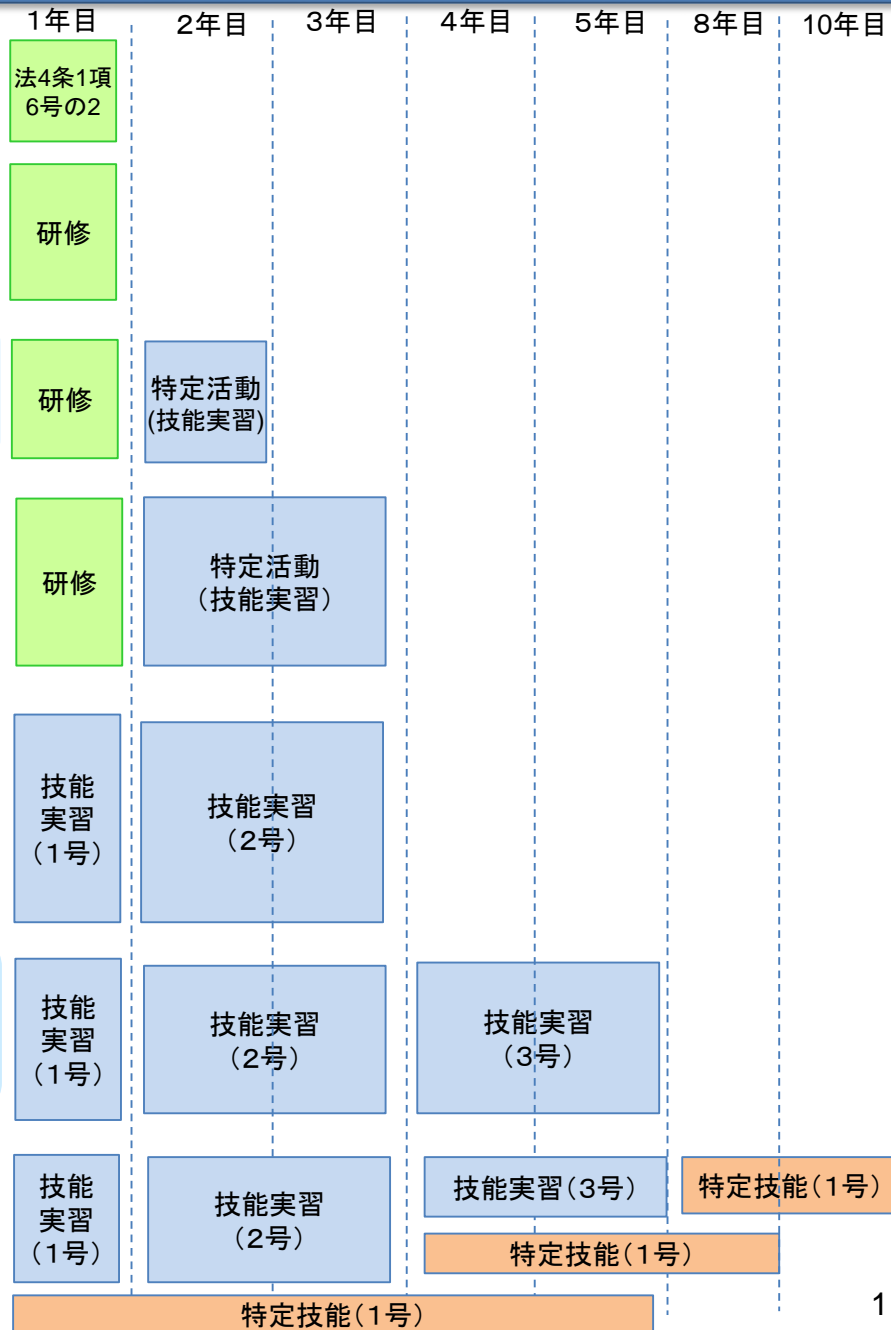
出入国在留管理庁

Immigration Services Agency

技能実習制度及び特定技能制度の沿革

●昭和57年 企業単独型開始(最大1年)【昭和56年改正法施行】

産業界の要請を受け、在留資格「本邦の公私の機関により受け入れられて産業上の技術又は技能を修得しようとする者」を創設



●平成2年 団体監理型開始(最大1年)【平成元年改正法施行】

在留資格の全面見直しに際し「研修」の在留資格を創設
 従来の企業単独型に加え、団体監理型を開始

●平成5年 技能実習制度の創設【法務省告示】

→ 「研修」1年+「特定活動(技能実習)」1年で最大2年間
 ※ 1年の研修修了者が実践的な技能等を修得する機会

●平成9年 技能実習期間を延長(最大3年に)【法務省告示改正】

「特定活動(技能実習)」の在留期間を最大1年から最大2年へ

平成11年 受入れガイドライン策定／不正行為類型を明示【局長通達】
 受入れ停止期間は一律3年

●平成22年 在留資格「技能実習」創設【平成21年改正法施行】

→ 「技能実習1号」(1年)+「技能実習2号」(2年)

※ 一部で実質的に低賃金労働者として扱われ、さらに、賃金不払等も発生していたこと等を踏まえ、1年目から雇用契約を締結させ、労働法令を適用

不正行為類型ごとに1~5年間の受入停止期間を規定【基準省令】

●平成29年 技能実習法の施行

→ 「技能実習1号」(1年)+「技能実習2号」(2年)+「技能実習3号」(2年)

技能実習計画の認定制、監理団体の許可制

●平成31年 在留資格「特定技能」創設

中小・小規模事業者を始めとする深刻な人手不足分野における対応

→ 「技能実習」5年+「特定技能1号」5年で最大10年へ

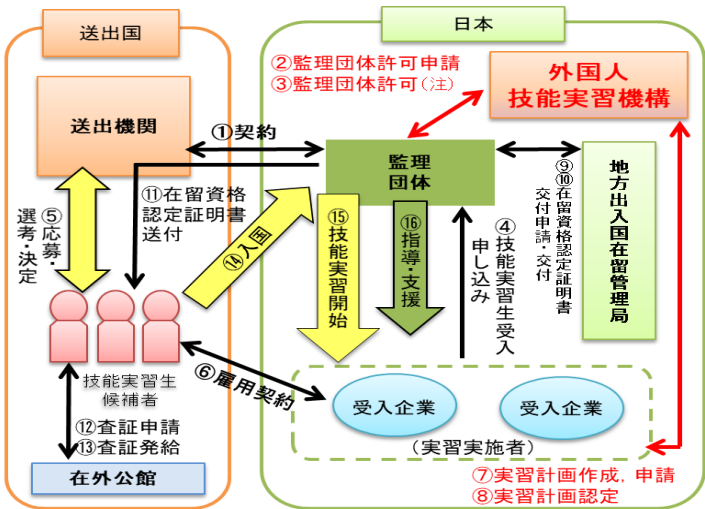
※ 特定技能1号(最長5年)、特定技能2号(在留可能な期間の上限なし)
 技能実習2号良好修了者は試験免除での移行も可能

技能実習制度の仕組み

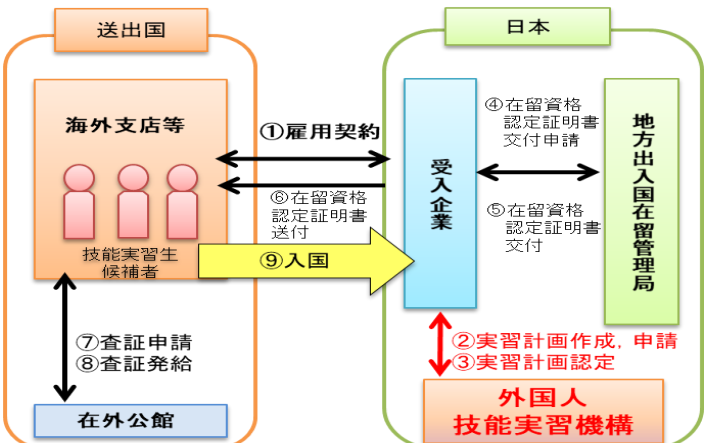
- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約32万人在留している。
※令和4年末時点

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

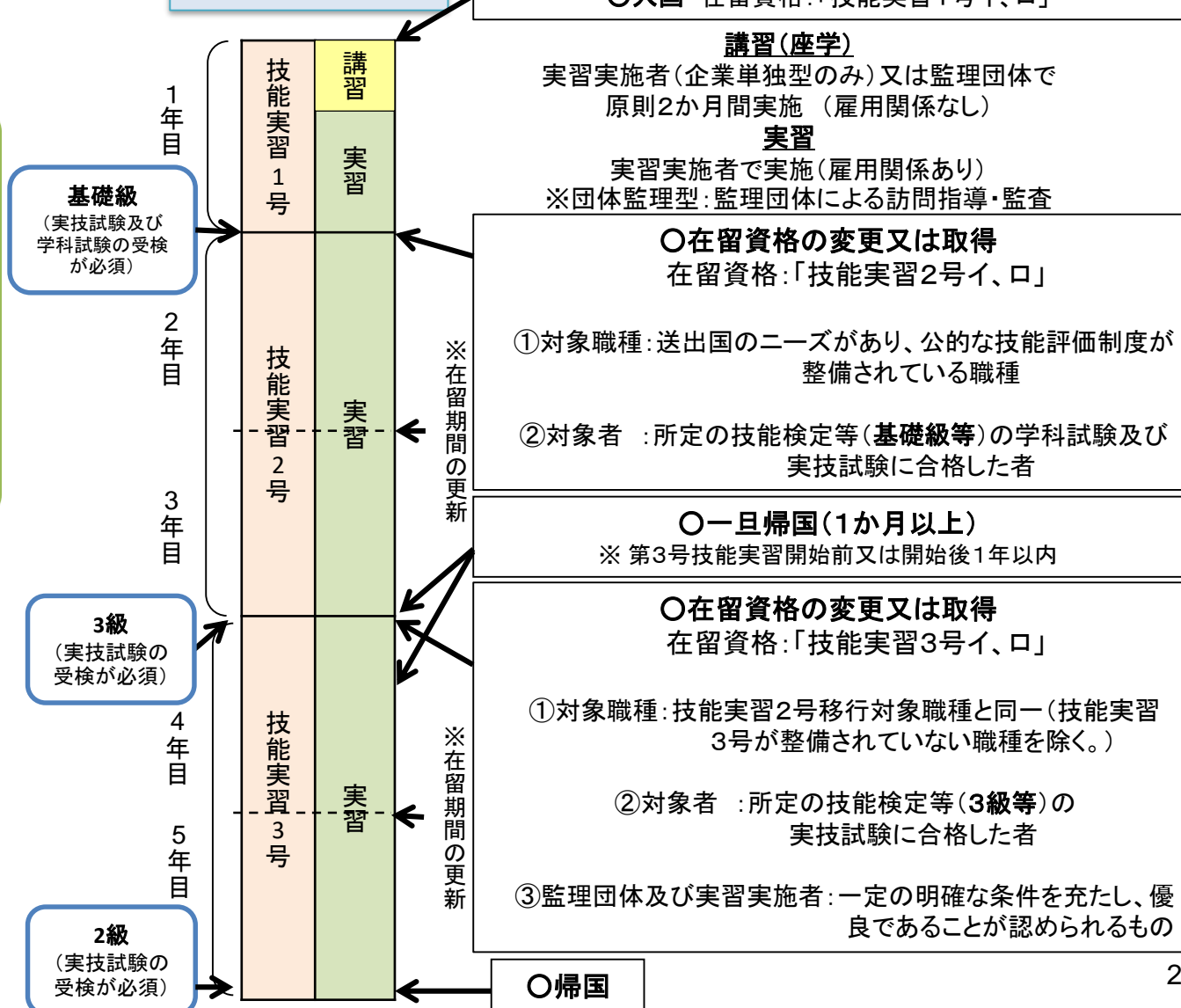
【団体監理型】 非営利の監理団体(事業協同組合、商工会等)が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



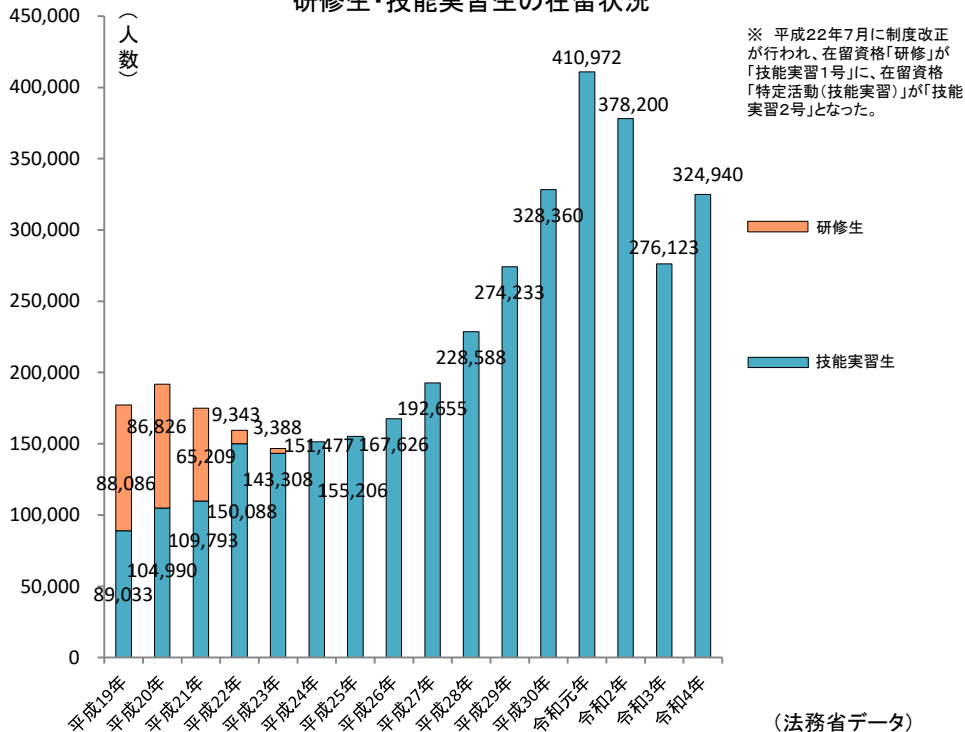
技能実習の流れ



技能実習制度の現状

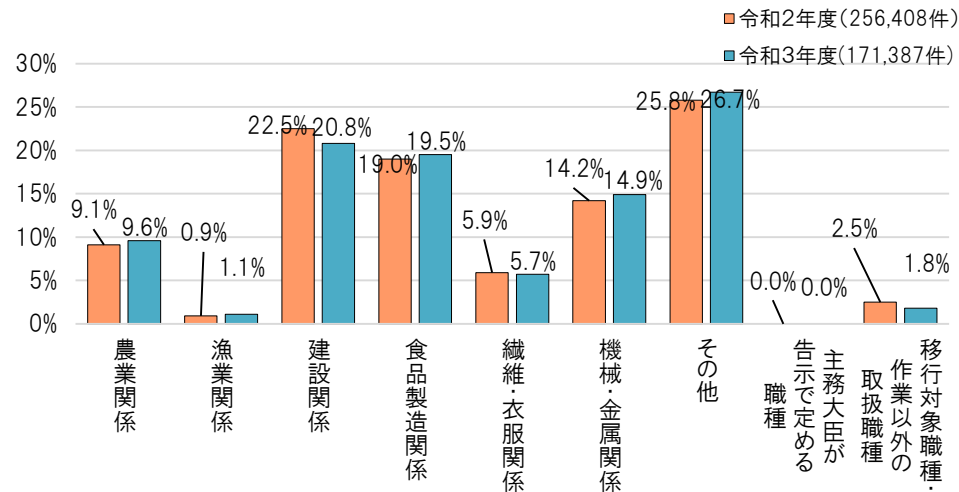
1 令和4年末の技能実習生の数は、324,940人

研修生・技能実習生の在留状況



3 職種別では、①建設関係 ②食品製造関係 ③機械・金属関係が多い。

職種別「計画認定件数(構成比)」



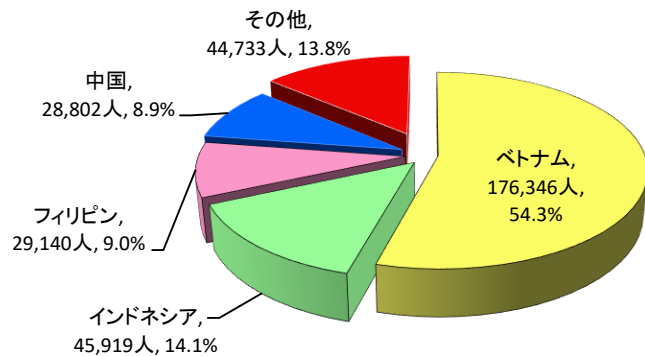
※「その他」には、家具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、塗装、溶接、工業包装、紙器・段ボール箱製造、陶磁器工業製品製造、自動車整備、ビルクリーニング、介護、リネンサプライ、コンクリート製品製造、宿泊、RPF製造、鉄道施設保守整備、ゴム製品製造の職種が含まれる。

※本件数は当該年度に技能実習計画の認定を受けた件数であり、未入国の者等を含むため、在留者数とは一致しない。

(令和3年度「外国人技能実習機構統計」)

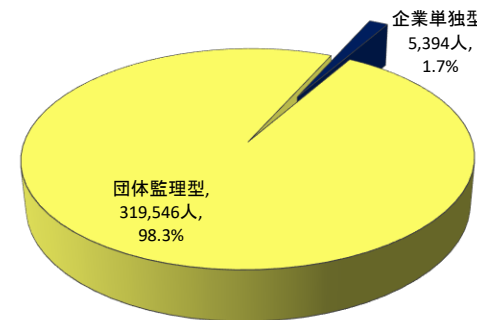
2 受入人数の多い国は、①ベトナム ②インドネシア ③フィリピン

令和4年末 在留資格「技能実習」総在留外国人国籍別構成比(%)



4 団体監理型の受入れが98.3%

令和4年末「技能実習」に係る受入形態別総在留者数



技能実習制度 移行対象職種・作業一覧（88職種161作業）

1 農業関係（2職種6作業）

職種名	作業名
耕種農業●	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業●	養豚
	養鶏
	酪農

2 漁業関係（2職種10作業）

職種名	作業名
漁船漁業●	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
	棒受網漁業△
	養殖業●

3 建設関係（22職種33作業）

職種名	作業名
さく井	バーカッション式さく井工事
	ロータリー式さく井工事
建築板金	ダクト板金
	内外装板金
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工
建具製作	木製建具手加工
建築大工	大工工事
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
とび	とび
石材施工	石材加工
	石張り
タイル張り	タイル張り
かわらぶき	かわらぶき
左官	左官
配管	建築配管
	プラント配管
熱絶縁施工	保温保冷工事
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事
	カーペット系床仕上げ工事
	鋼製下地工事
	ボード仕上げ工事
	カーテン工事
サッシ施工	ビル用サッシ施工
防水施工	シーリング防水工事
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事
表装	壁装
建設機械施工●	押土・整地
	積込み
	掘削
	締固め
築炉	築炉

4 食品製造関係（11職種18作業）

職種名	作業名
缶詰巻締●	缶詰巻締
	食鳥処理加工
	食鳥処理加工
加熱性水産加工食品製造業●	節類製造
	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工食品製造業●	塩蔵品製造
	乾製品製造
	発酵食品製造
	調理加工品製造
	生食用加工品製造
	水産練り製品製造
	かまぼこ製品製造
牛豚肉処理加工業●	牛豚部分肉製造
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
	ハム製造
パン製造	パン製造
そう菜製造業●	そう菜加工
農産物漬物製造業●△	農産物漬物製造
医療・福祉施設給食製造●△	医療・福祉施設給食製造

5 繊維・衣服関係（13職種22作業）

職種名	作業名
紡績運転●	前紡工程
	精紡工程
	巻糸工程
	合ねん糸工程
織布運転●	準備工程
	製織工程
	仕上げ工程
染色	糸浸染
	織物・ニット浸染
ニット製品製造	靴下製造
	丸編みニット製造
たて編ニット生地製造●	たて編ニット生地製造
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製
紳士服製造	紳士既製服縫製
下着類製造●	下着類製造
寝具製作	寝具製作
カーペット製造●△	織じゅうたん製造
	タフテッドカーペット製造
	ニードルパンチカーペット製造
帆布製品製造	帆布製品製造
布はく縫製	ワイシャツ製造
座席シート縫製●	自動車シート縫製

6 機械・金属関係（16職種31作業）

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物製造
	非鉄金属鋳物製造
鍛造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト
	コールドチャンパダイカスト
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき
	溶融亜鉛めっき
アルミニウム陽極酸化処理仕上げ	陽極酸化処理
	治工仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
プリント配線板製造	プリント配線板設計
	プリント配線板製造
アルミニウム圧延・押出製品製造●△	引抜加工
	仕上げ

7 その他（20職種37作業）

職種名	作業名
家具製作	家具手加工
印刷	オフセット印刷
	グラビア印刷●△
製本	製本
プラスチック成形	圧縮成形
	射出成形
	インフレーション成形
	ブロー成形
強化プラスチック成形	手積み積層成形
塗装	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
	噴霧塗装
溶接●	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き
	印刷箱製箱
	貼箱製造
	段ボール箱製造
陶磁器工業製品製造●	機械ろくろ成形
	圧力鑄込み成形
	バッド印刷
自動車整備●	自動車整備
ビルクリーニング	ビルクリーニング
介護●	介護
リネンサプライ●△	リネンサプライ仕上げ
コンクリート製品製造●	コンクリート製品製造
宿泊●△	接客・衛生管理
RPF製造●	RPF製造
鉄道施設保守整備●	軌道保守整備
ゴム製品製造●△	成形加工
	押し出し加工
	混練り圧延加工
	複合積層加工
鉄道車両整備●	走行装置検修・解き装
	空気装置検修・解き装

○ 社内検定型の職種・作業（2職種4作業）

職種名	作業名
空港グランドハンドリング●	航空機地上支援
	航空貨物取扱
	客室清掃△
ボイラーメンテナンス●△	ボイラーメンテナンス

（注1）●の職種：技能実習評価試験に係る職種
（注2）△のない職種・作業は3号まで実習可能。

- 平成30年2月20日の経済財政諮問会議において、総理大臣から、深刻な人手不足に対応するため、専門的・技術的分野における外国人受入れの制度の在り方について、制度改正の検討を早急に進めるよう、官房長官と法務大臣に対して指示があった
- 平成30年2月23日、専門的・技術的分野における外国人材の受入れに関するタスクフォース第1回開催以後、タスクフォース幹事会を8回開催し、5月29日、タスクフォース第2回において方向性案取りまとめ
- 平成30年6月15日、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（骨太の方針）において新たな外国人材の受入れ制度について決定
- 平成30年7月24日、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、新たな外国人材の受入れ制度の実施に向けた取組に関する検討の方向性が示され、改正法案の骨子が10月12日の閣僚会議において了承された
- 平成30年12月8日、第197回国会（臨時会）において「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、同月14日に公布、平成31年4月1日に施行された

特定技能制度 概要

深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、**一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れる**ため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）

- **特定技能1号**：特定産業分野(※)に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：167, 313人（令和5年5月末現在、速報値）
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：11人（令和5年5月末現在、速報値）

(※) 特定産業分野：介護、**ビルクリーニング**、**素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業**、**建設**、**造船・船用工業**、**自動車整備**、**航空**、**宿泊**、**農業**、**漁業**、**飲食料品製造業**、**外食業**
 (12分野) **(赤字は特定技能2号でも受入れ可)**
(青字は特定技能2号でも受入れ可とする方針であり、省令等を改正する予定)

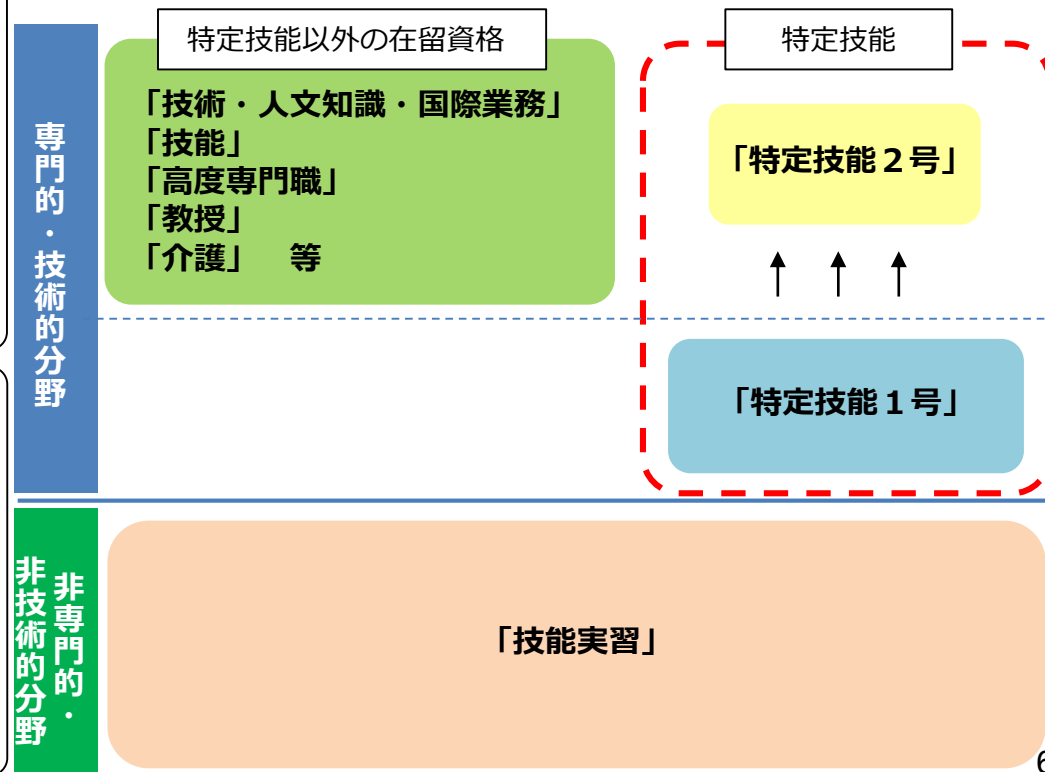
特定技能1号のポイント

在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとに更新（通算で上限5年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験免除）
受入れ見込数	あり
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント

在留期間	3年、1年又は6か月（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験等での確認は原則として不要
受入れ見込数	なし
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】

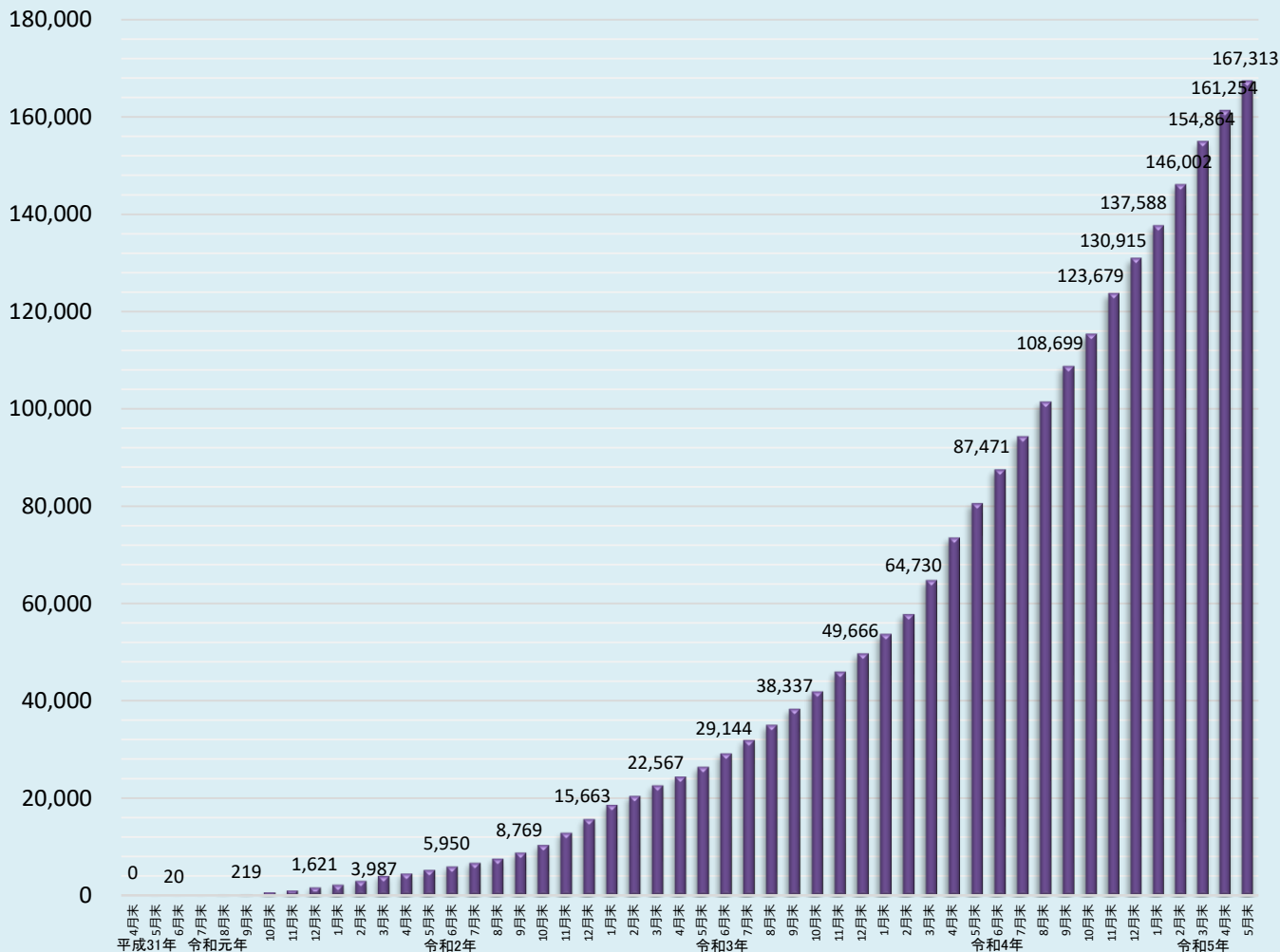


特定産業分野及び業務区分一覧

	分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項	
		受入れ見込数 (5年間の最大値)	技能試験	日本語試験	従事する業務	雇用形態
厚労省	介護	50,900人	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験 (上記に加えて) 介護日本語評価試験	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外 [1業務区分]	直接
	ビルクリーニング	20,000人	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・建築物内部の清掃 [1業務区分]	直接
経産省	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	49,750人	製造分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 [3業務区分]	直接
国交省	建設	34,000人	建設分野特定技能1号評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・土木 ・建築 ・ライフライン・設備 [3業務区分]	直接
	造船・船用工業	11,000人	造船・船用工業分野特定技能1号試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・溶接 ・塗装 ・鉄工 ・仕上げ ・機械加工 ・電気機器組立て [6業務区分]	直接
	自動車整備	6,500人	自動車整備分野特定技能評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務 [1業務区分]	直接
	航空	1,300人	特定技能評価試験(航空分野:空港グラウンドハンドリング、航空機整備)	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・空港グラウンドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) [2業務区分]	直接
	宿泊	11,200人	宿泊業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供 [1業務区分]	直接
農水省	農業	36,500人	農業技能測定試験(耕種農業全般、畜産農業全般)	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) [2業務区分]	直接 派遣
	漁業	6,300人	漁業技能測定試験(漁業、養殖業)	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁業機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等) [2業務区分]	直接 派遣
	飲食品製造業	87,200人	飲食品製造業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・飲食品製造業全般(飲食品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生) [1業務区分]	直接
	外食業	30,500人	外食業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) [1業務区分]	直接

特定技能在留外国人数(令和5年5月末現在:速報値)

特定技能 1号在留外国人数 167,313人



分野	人数
介護	21,152人
ビルクリーニング	2,653人
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	34,735人
建設	17,404人
造船・船用工業	6,123人
自動車整備	2,183人
航空	323人
宿泊	265人
農業	20,274人
漁業	2,086人
飲食料品製造業	51,915人
外食業	8,200人

特定技能 2号在留外国人数

分野	人数
建設	11人

特定技能制度運用状況②

特定技能在留外国人数(令和5年3月末現在:速報値)

特定技能在留外国人数 154,875人(注2)

都道府県別特定技能在留外国人数

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
在留数	6,252	796	991	1,659	237	612	1,161	8,704	3,027	4,921	8,860	8,745	7,487	7,317	1,173	1,488	1,783	925	1,211	3,251	3,940	4,978	13,387	3,919
構成比	4.0%	0.5%	0.6%	1.1%	0.2%	0.4%	0.7%	5.6%	2.0%	3.2%	5.7%	5.6%	4.8%	4.7%	0.8%	1.0%	1.2%	0.6%	0.8%	2.1%	2.5%	3.2%	8.6%	2.5%
都道府県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	未定
在留数	2,058	2,969	9,367	5,981	912	525	438	480	2,849	6,085	1,381	710	2,622	2,505	807	5,944	1,108	1,528	3,373	1,270	1,058	2,418	1,409	254
構成比	1.3%	1.9%	6.0%	3.9%	0.6%	0.3%	0.3%	0.3%	1.8%	3.9%	0.9%	0.5%	1.7%	1.6%	0.5%	3.8%	0.7%	1.0%	2.2%	0.8%	0.7%	1.6%	0.9%	0.2%

特定産業分野別特定技能在留外国人数

分野	介護	クリーニング	ビル	製造業 情報関連 電気・電子 産業機械 素形材	建設	造船 舶用工業	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食品 製造業	外食業
在留数	19,516	2,349		32,644	15,523	5,573	2,121	200	232	18,629	1,955	49,119	7,014
構成比	12.6%	1.5%		21.1%	10.0%	3.6%	1.4%	0.1%	0.1%	12.0%	1.3%	31.7%	4.5%

国籍・地域別特定技能在留外国人数

国籍・地域	ベトナム	インドネシア	フィリピン	中国	ミャンマー	タイ	カンボジア	ネパール	その他
在留数	89,972	20,662	15,583	10,310	7,030	3,098	3,096	2,838	2,286
構成比	58.1%	13.3%	10.1%	6.7%	4.5%	2.0%	2.0%	1.8%	1.5%

(注1)小数点第二位で四捨五入。

(注2)「特定技能2号」の許可を受けて在留する者(11人)を含む。

特定技能 2号の対象分野追加の方針

現状

2 分野

- ・ 建設分野
- ・ 造船・船用工業分野（溶接区分のみ）

9 分野追加

方針

11 分野

※造船・船用工業分野（5業務区分）も対象に追加

介護分野

現行の専門的・技術的分野の在留資格「介護」があることから、追加なし。

追加要望が示された分野

ビルクリーニング分野

素形材・産業機械・電気電子
情報関連製造業分野

自動車整備分野

航空分野

宿泊分野

農業分野

漁業分野

飲食料品製造業分野

外食業分野

造船・船用工業分野
（5業務区分）

分野別運用方針の改正内容①（特定技能 2号の業務内容）

分野名	業務内容	分野名	業務内容
ビルクリーニング分野	建築物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務	宿泊分野	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野	機械金属加工区分：複数の技能者を指導しながら、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事し、工程を管理（他区分も同等の業務内容）	農業分野	耕種農業区分：耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等）及び当該業務に関する管理業務（他区分も同等の業務内容）
造船・船用工業分野（5業務区分）	塗装区分：複数の作業員を指揮・命令・管理しながら塗装作業（金属塗装作業、噴霧塗装作業）に従事（他区分も同等の業務内容）	飲食料品製造業分野	飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工及び安全衛生の確保）及び当該業務に関する管理業務
自動車整備分野	他の要員への指導を行いながら従事する自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する一般的な業務	外食業分野	外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）及び店舗経営
航空分野	空港グランドハンドリング：社内資格等を有する指導者やチームリーダーとして、地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等に従事し、工程を管理 航空機整備：自らの判断により行う、機体、装備品等の専門的・技術的な整備業務等	漁業分野	漁業区分：漁業（漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等）、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理。（他区分も同等の業務内容）

分野別運用方針の改正内容②（特定技能 2 号の技能水準）

- 特定技能 2 号の要件は試験合格及び実務経験を有していること。
- 課される試験は、分野所管省庁が作成・実施する技能試験及び既存の各種試験。

	試験名
ビルクリーニング分野	「ビルクリーニング分野特定技能 2 号評価試験」又は「技能検定 1 級」
素形材・産業機械・電気電子 情報関連製造業分野	「製造分野特定技能 2 号評価試験」及び「ビジネス・キャリア検定 3 級」又は「技能検定 1 級」
建設分野※1	「建設分野特定技能 2 号評価試験」、「技能検定 1 級」又は「技能検定単一等級」
造船・船用工業分野※1	「造船・船用工業分野特定技能 2 号試験」又は「技能検定 1 級」
自動車整備分野	「自動車整備分野特定技能 2 号評価試験」又は「自動車整備士技能検定試験 2 級」
航空分野	「航空分野特定技能 2 号評価試験」又は「航空従事者技能証明」
宿泊分野	「宿泊分野特定技能 2 号評価試験」
農業分野	「2 号農業技能測定試験」
漁業分野	「2 号漁業技能測定試験」※2
飲食料品製造業分野	「飲食料品製造業特定技能 2 号技能測定試験」
外食業分野	「外食業特定技能 2 号技能測定試験」※2

※1 建設分野及び造船・船用工業分野（溶接区分）については既に特定技能 2 号の対象となっているもの。

※2 分野の特性上、一定の日本語能力を有することが業務上必要であることから、技能試験の一環として「日本語能力試験（N3 以上）」を課す。

分野別運用方針の改正内容③（その他）

- 特定技能 2 号へ円滑に移行するための改正 等

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の開催について

技能実習制度・特定技能制度の検討条項

○技能実習制度

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）附則
(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(施行日：平成29年（2017年）11月1日） ⇒ 令和4年（2022年）11月1日目途

○特定技能制度

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号） 附則
(検討)

第十八条

2 政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、新入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格に係る制度の在り方（地方公共団体の関与の在り方、同表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号の技能を有するかどうかの判定の方法の在り方及び同表の技能実習の在留資格に係る制度との関係を含む。）について、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の意見を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(施行日：平成31年（2019年）4月1日） ⇒ 令和3年（2021年）4月1日経過



有識者会議の開催

上記2つの法律の附則に基づき、技能実習制度及び特定技能制度の検討が求められていることから、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の下、両制度の施行状況を検証し、課題を洗い出した上、外国人材を適正に受け入れる方策を検討し、同関係閣僚会議に対して意見を述べることを目的として、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」を開催する。

(令和4年11月22日関係閣僚会議決定)

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の開催スケジュール

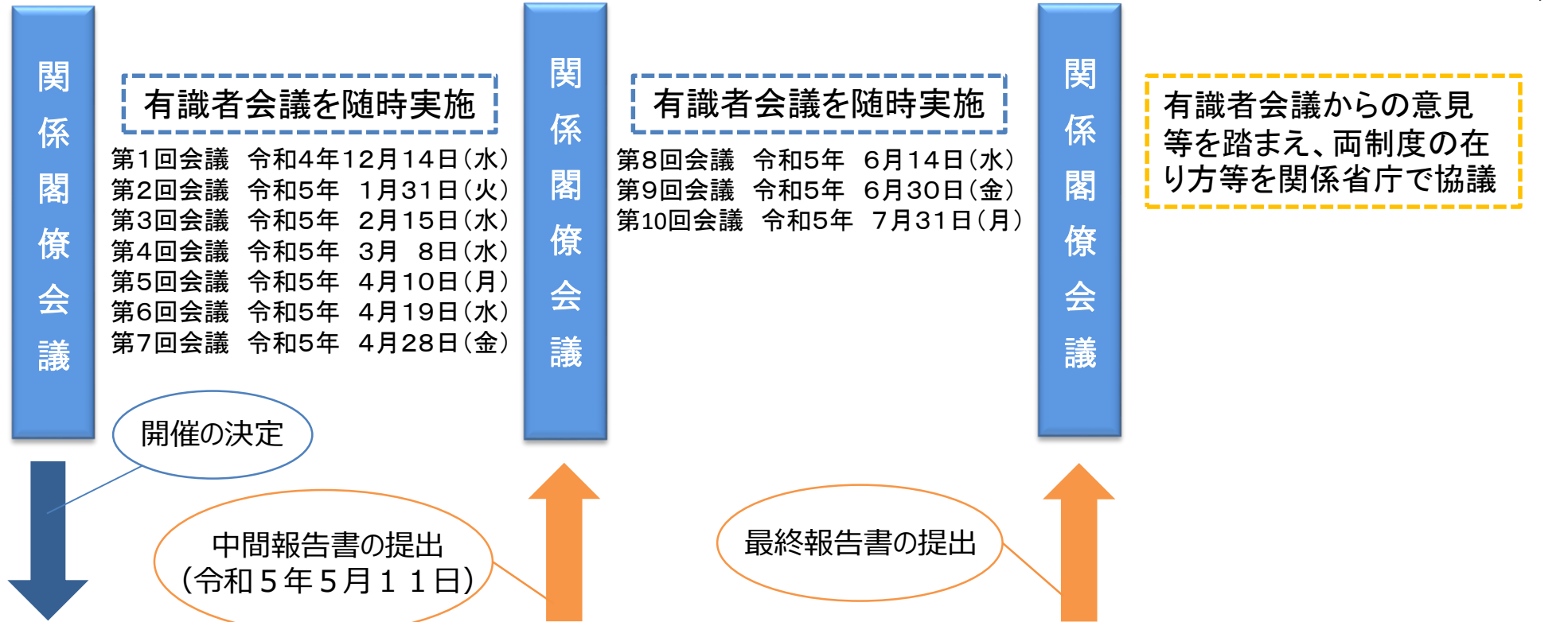
令和4年

令和5年

1 1月 2 2日

春頃

秋頃



技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議

検討の視点

我が国の人手不足が深刻化する中、外国人が日本の経済社会の担い手となっている現状を踏まえ、外国人との共生社会の実現が社会のあるべき姿であることを念頭に置き、その人権に配慮しつつ、我が国の産業及び経済並びに地域社会を共に支える一員として外国人の適正な受入れを図ることにより、日本で働く外国人が能力を最大限に発揮できる多様性に富んだ活力ある社会を実現するとともに、我が国の深刻な人手不足の緩和にも寄与するものとする必要がある。このような観点から、技能実習制度と特定技能制度が直面する様々な課題を解決した上で、国際的にも理解が得られる制度を目指す。

検討の基本的な考え方

論 点

制度目的と実態を踏まえた制度の在り方

外国人が成長しつつ、中長期的に活躍できる制度（キャリアパス）の構築

受入れ見込数の設定等の在り方

転籍の在り方（技能実習）

管理監督や支援体制の在り方

外国人の日本語能力の向上に向けた取組

現 状

人材育成を通じた国際貢献

職種が特定技能の分野と不一致

受入れ見込数の設定のプロセスが不透明

原則不可

- ・ 監理団体、登録支援機関、技能実習機構の指導監督や支援の体制面で不十分な面がある
- ・ 悪質な送出機関が存在

本人の能力や教育水準の定めなし

新たな制度

- ・ 現行の技能実習制度は廃止して人材確保と人材育成（未熟練労働者を一定の専門性や技能を有するレベルまで育成）を目的とする新たな制度の創設（実態に即した制度への抜本的な見直し）を検討
- ・ 特定技能制度は制度の適正化を図り、引き続き活用する方向で検討し、新たな制度との関係性、指導監督体制や支援体制の整備などを引き続き議論

- ・ 新たな制度と特定技能制度の対象職種や分野を一致させる方向で検討（主たる技能の育成・評価を行う。技能評価の在り方等は引き続き議論）
- ・ 現行の両制度の全ての職種や分野等並びに特定技能2号の対象分野の追加及びその設定の在り方について、必要性等を前提に検討

業所管省庁における取組状況の確認や受入れ見込数の設定、対象分野の設定等は、様々な関係者の意見やエビデンスを踏まえつつ判断がされる仕組みとする等の措置を講じることでプロセスの透明化を図る

人材育成に由来する転籍制限は残しつつも、制度目的に人材確保を位置付けることから、制度趣旨と外国人の保護の観点から、従来より緩和する（転籍制限の在り方は引き続き議論）

- ・ 監理団体や登録支援機関が担っている機能は重要。他方、人権侵害等を防止・是正できない監理団体や外国人に対する支援を適切に行えない登録支援機関を厳しく適正化・排除する必要
- ・ 監理団体や登録支援機関の要件の厳格化等により、監理・支援能力の向上を図る（機能や要件は優良団体へのインセンティブも含め、引き続き議論）
- ・ 外国人技能実習機構の体制を整備した上で管理・支援能力の向上を図る
- ・ 悪質な送出機関の排除等に向けた実効的な二国間取決めなどの取組を強化

一定水準の日本語能力を確保できるよう就労開始前の日本語能力の担保方策及び来日後において日本語能力が段階的に向上する仕組みを設ける

今後の進め方

中間報告書で示した検討の方向性に沿って具体的な制度設計について議論を行った上、令和5年秋を目途に最終報告書を取りまとめる。

○外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和5年度改訂）（令和5年6月9日外国人材の受入れ・共生のための関係閣僚会議決定）（関連部分抜粋）

Ⅱ 施策

4 外国人材の円滑かつ適正な受入れ

（2）具体的施策

イ 特定技能試験の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等

- 特定技能制度における新たな分野の追加については、当該分野での人手不足状況が深刻であること、当該分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要であることを前提に、適切な検討を行う。

特定技能2号については、現在、対象となっている建設及び造船・舶用工業の2分野において、特定技能2号試験についての検討や実施を推進する。また、特定技能1号に係る12の特定産業分野のうち、既に対象となっている2分野及び介護分野を除く9分野については、制度所管省庁及び分野所管省庁において、特定技能2号に追加するとともに、分野所管省庁において、来年度以降、特定技能1号の在留の上限である5年を迎える1号特定技能外国人がいることを踏まえ、計画的に試験等を実施するなどし、同外国人が特定技能2号に円滑に移行できるよう制度を適切に整備・運用する。

技能実習制度及び特定技能制度は、法律に基づく検討の時期に差し掛かっていることから、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の下に設置された「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」において、令和4年12月から、両制度の在り方について議論が重ねられ、令和5年5月11日、議論を取りまとめた中間報告書が関係閣僚会議に提出された。中間報告書では、深刻な人手不足状況を踏まえ、外国人との共生を実現する社会の姿を念頭に置き、その人権に配慮しつつ、我が国の産業及び経済並びに地域社会を共に支える一員として適正な受入れを図ることにより、外国人が能力を最大限に発揮できる多様性に富んだ活力のある社会を実現するとともに、深刻な人手不足の緩和にも寄与するものとする観点から、両制度が直面する様々な課題を解決した上で国際的にも理解が得られるものとなるよう検討の方向性が示されている。

両制度の在り方を検討するに当たっては、日本人と外国人が互いに尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会の実現を目指し、両制度を外国人がキャリアアップしつつ国内で就労し活躍できるわかりやすいものとするとともに、日本が魅力ある働き先として選ばれる国になるという観点に立たなければならない。以上のことから、法務省及び厚生労働省は、中間報告書を踏まえ、その他の制度所管省庁及び分野所管省庁と連携し、以下のとおり検討することとし、さらに今後、有識者会議において取りまとめられる予定の最終報告書等も踏まえ、制度の具体化に向けて取り組む。

- ・ 制度目的と実態を踏まえた制度の在り方について

現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消して人材確保と人材育成を目的とした新たな制度を創設するとともに、特定技能制度は、深刻な人手不足に対応するため、制度を見直して適正化を図った上で新たな制度との調和を図りつつ、引き続き活用していく方向で検討する。

- ・ 外国人が成長しつつ、中長期的に活躍できる制度（キャリアパス）の構築（両制度の対象職種の在り方を含む。）について

外国人がキャリアアップしつつ国内で就労し活躍できるわかりやすい制度とする観点から、新たな制度から特定技能制度への移行が円滑なものとなるよう、その対象職種や分野を一致させる方向で検討する。

- ・ 受入れ見込数の設定等の在り方（特定技能制度における現行の取扱いを含む。）について

新たな制度と特定技能制度において、生産性向上や国内人材確保のための取組状況の確認、受入れ見込数の設定、対象分野の設定等の在り方は、例えば労使団体などの様々な関係者の意見やエビデンスを踏まえつつ判断がされる仕組みとするなど透明性や予見可能性を高める方向で検討する。

- ・ 転籍の在り方について

新たな制度においては、人材育成に由来する転籍制限は残しつつも、制度目的に人材確保を位置付けることから、制度趣旨及び対象となる外国人の保護を図る観点に立って、従来よりも転籍制限を緩和する方向で検討する。その際、受入れ企業等における人材育成に要する期間、来日時のコストや人材育成に掛かるコスト等の様々な観点に留意する。

- ・ 管理監督や支援体制の在り方について

人権侵害等を防止・是正できない監理団体や外国人に対する支援を適切に行えない登録支援機関は厳しく適正化又は排除し、優良な団体等のみが認められるようにするため、その要件の厳格化などにより適正化を図る。そうした要件は、新規の団体等の審査にも適用する。また、優良な団体等にはインセンティブを与える方向で検討する。

外国人技能実習機構は、その役割に応じた体制を整備した上で引き続き活用する方向で検討する。

過大な手数料の徴収の防止や悪質な送出国機関の排除や送出国機関の適正化に向けて、新たな制度においても、相手国との間で実効的な二国間取決め（MOC）を作成するなど、外国人材の適正な受入れに関する国際的な取組を強化する方向で検討する。

- ・ 外国人の日本語能力の向上に向けた取組について

就労開始前の日本語能力の担保方策及び来日後に日本語能力が段階的に向上する仕組みを設ける方向で検討する。

[法務省、警察庁、外務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省]《施策番号 137》

○経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和5年6月16日閣議決定）

（関連部分抜粋）

第2章 新しい資本主義の加速

2. 投資の拡大と経済社会改革の実行

（5）インバウンド戦略の展開

（技能実習制度及び特定技能制度の在り方の検討）

技能実習制度及び特定技能制度の在り方を検討するに当たっては、日本人と外国人が互いに尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会の実現を目指し、両制度を外国人がキャリアアップしつつ国内で就労し活躍できる分かりやすいものとするとともに、人権侵害等の防止・是正等を図り、日本が魅力ある働き先として選ばれる国になるという観点に立たなければならない。以上のことから、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」における中間報告書を踏まえ、現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消して人材確保と人材育成を目的とした新たな制度を創設するとともに、特定技能制度は、制度を見直して適正化を図った上で引き続き活用していくなどの方向で検討することとし¹、さらに今後の有識者会議の議論等も踏まえ、制度の具体化に向けて取り組む。

¹ あわせて、以下の方向で検討する。

- ①外国人が成長しつつ、中長期的に活躍できる制度（キャリアパス）の構築：外国人
がキャリアアップしつつ国内で就労し活躍できる分かりやすい制度とする観点か
ら、新たな制度から特定技能制度への移行が円滑なものとなるよう、その対象職種
や分野を一致させるようにする。
- ②受入れ見込数の設定等の在り方：新たな制度と特定技能制度において、生産性向上
や国内人材確保のための取組状況の確認、受入れ見込数の設定、対象分野の設定等
については、透明性や予見可能性を高める。
- ③転籍の在り方：新たな制度においては、人材育成に由来する転籍制限は残しつつ
も、制度目的に人材確保を位置付けることから、制度趣旨及び対象となる外国人の
保護を図る観点に立って、従来よりも転籍制限を緩和する。その際、受入れ企業等
における人材育成に要する期間、来日時のコストや人材育成に掛かるコスト等の
様々な観点到に留意する。
- ④管理監督や支援体制の在り方：監理団体や登録支援機関が担っている機能は重要で
あるが、人権侵害等を防止・是正できない監理団体や外国人に対する支援を適切に
行えない登録支援機関は厳しく適正化又は排除し、その要件の厳格化などにより適
正化を図る。そうした要件は、新規の団体等の審査にも適用する。また、優良な団
体等にはインセンティブを与える。外国人技能実習機構は、その役割に応じた体制
を整備した上で引き続き活用する。過大な手数料の徴収の防止や悪質な送出機関の
排除、送出機関の適正化に向けて、外国人材の適正な受入れに関する国際的な取組
の強化等、更なる対応を行う。
- ⑤外国人の日本語能力向上に向けた取組：就労開始前の日本語能力の担保方策及び来
日後に日本語能力が段階的に向上する仕組み（「日本語教育の適正かつ確実な実施を
図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）」におい
て創設予定の日本語教育機関の認定及び認定日本語教育機関の教員の資格の活用方
策を含む。）を設ける。